

主題	食料品製造業を対象とした法改正及び災害防止にかかる説明会を実施		
開催日時	平成25年11月13日	場所	諫早文化会館
参加人数	75名	主催	諫早労働基準監督署

開催の目的（趣旨）

厚生労働省では、食品加工用機械による労働災害の防止を図るため、労働安全衛生関係法令等の遵守徹底等を図っているところですが、この度、さらなる防止対策の強化を目的として、食品加工用機械の危険な部分への覆いの設置及び原材料を供給する場合の運転停止等にかかる法令が改正され、平成25年10月1日から施行されました。

また、当署管内の食料品製造業における休業4日以上労働災害は、平成24年で47件発生しており、平成23年と比べると9件の増加（+19.1%）となっております。

このようなことから、当署では、法改正の周知及び労働災害の防止を図るため、管内の食料品製造業者を対象に、説明会を開催しました。

概要

開会挨拶後、当署より食品加工用機械にかかる労働安全衛生規則の改正について説明しました。

改正のポイントは以下のとおりです。

- （１）「切断機・切削機」による切断・切削に必要な部分以外の部分には、覆い、囲い等を設置
- （２）「切断機・切削機」、「粉碎機・混合機」に原材料を送給する場合及び取り出す場合において、労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、機械を停止するか用具等を使用させる
- （３）「ロール機」、「成形機・圧縮機」において、労働者に危険を及ぼすおそれのある部分等には、覆い、囲い等を設置
- （４）原材料の目詰まり等の調整時には、原則として機械の運転を停止

つづいて、日本ハム株式会社諫早プラント（所在地：諫早市船越町700番地）より、自社の災害防止活動に関する事例発表があり、労働安全衛生マネジメントシステムの実施状況や工場内での腰痛対策のために移動式手動昇降機・台車を工夫している内容が発表されました。



最後に、当署より職場に潜む危険の芽（リスク）に対する災害防止対策の手法について、ヒヤリハット事例を活用して説明しました。

当署では、管内の食料品製造業の労働災害が増加傾向にあることから、今後も継続して、関係法令の周知や災害防止の啓発に取り組んでいき、労働災害が減少に転じることを目指していきます。